## 任意後見チェックリスト

トラブルにつながりやすい項目をリストにしてあります。☑がついた項目については、その理由や内容を慎重に検討し、ご不明な点などがありましたら、ぱあとなあ秋田にご相談ください。(尚、ご相談内容によって他機関と連携する場合がございます)

1	□ 任意後見契約を締結する際、ご本人の判断能力は必ずしも十分とはいえず、誰かから勧められて契約しようとしている。
2	□ ご本人の家族・親族は、ご本人が任意後見契約を締結しようとしていることを知らない。
3	□ 任意後見受任者は、ご本人の家族・親族又は専門職(社会福祉協議会等含む)以外の第三者である(友人知人、会社等)。
4	□ ご本人の判断能力が低下した時に、任意後見受任者以外に、ご本人の様子や生活状況を把握できる人が身近にいない。
5	□ 任意後見契約と同時に、任意後見監督人が選任されるまでの期間の任意代理契約(財産管理委任契約)も締結していて、受任者に包括的な代理権を付与している。
6	□ ご本人は、任意代理契約及び任意後見契約の代理権の範囲と内容をよく理解していない。
7	□ 任意後見契約書では、ご本人の判断能力が低下して、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立をする条件(契約の発効)が、任意後見受任者が「相当と認めたとき」となっている(「速やかに」ではない)。
8	□ 任意代理契約及び任意後見契約における受任者の報酬額が目安額(裁判所作成「成年後見人等の報酬額のめやす」参照)より高額となっている(任意後見監督人が選任されますと別途報酬が発生することにご留意ください)。
9	□ 任意代理契約及び任意後見契約に基づいてご本人の財産管理を委任する場合本人に報告する仕組みがない、又は第三者が財産状況をチェックする仕組みがない。
10	□ 任意後見契約書では、「正当な事由」がないとご本人から自由に契約を解除できないことになっている(任意後見監督人選任前)。

相談対応の考え方(参考例)を裏面に記載しております

## 任意後見チェックリスト 相談対応考え方 (参考例)

- 1. ご本人の判断能力と困り事を慎重に見極め、任意後見、法定後見、日常生活自立支援事業などを検討する。任意後見契約の利用となった場合には、利用したい目的・動機をよく聞いた上で契約の締結を検討する。
- 2. 身寄りのない方や親族が遠方におられる方は、相談対応者が契約前の公証人役場での相談や契約時に立ち会い、ご本人お一人に任せない。ご本人の意思を確認の上、可能であればご家族や親族と連絡をとることも検討する。
- 3. 家族や専門職以外の知人や会社などが受任者の場合は、信頼できる個人・会社であるか情報収集して確認することが必要(地域の権利擁護センターなど)。ホームページ上の情報だけにとどまらず、実際に判断能力の低下をどのように確認しているかを尋ねる。会社の場合、相談・苦情窓口の有無について確認する。
- 4. ご本人の状態を身近に把握できる人がいないと受任者の独断で判断する危険性があるため、在宅の場合は、ケアマネやヘルパーさんなどから情報を教えてもらうネットワークを作ることを検討のこと(地域包括に関わってもらえるかも確認する)。
- 5. 契約の中身をよく精査し、ご本人が管理できるものであれば自らが管理する事も可能(例えば定期 預金はご本人が管理し、日常の金銭管理を委任する契約も可能)である。施設入所の場合、空き家 の管理をどうするかについても確認が必要。
- 6. よく理解できない⇒判断能力の低下が背景にあるか⇒1に戻る 代理権の内容をきちんと理解するのはとても難しいので、丁寧な説明が必要(1度で理解すること も難しい場合あり)。
- 7. 予め、公正証書の原案を確認させてもらい、以下を確認する。

【第2条(契約の発効)の記述について】

- ・任意後見受任者が<u>相当と認めたとき</u>となっていると、判断能力が低下しても受任予定者が相当と 認めないと任意後見監督人選任申立てをしない危険性がある。
- ○判断能力は不十分な状況となった際には<u>速やかに</u>家庭裁判所に対して、任意後見監督人の選任を 請求するとの記述が適切。
- 8. 報酬は、ご本人と受任者で自由に定めることができる。専門職団体では報酬額を定めている場合が多いが、必ずしも報酬規程表に拘わらなくても良い。ご本人に監督人が選任されても長期的に生活ができる額であることを念頭に額を決める必要がある。なお、ご本人の生活・健康状態の変化によっては、報酬を変更できると項目に入れておくと変化に対応できる。
- 9. ご本人に報告の仕組みがなければ、作成し報告してもらう。第三者が財産管理をチェックする仕組みがあれば、第三者とは誰かを確認する。
- 10. ※任意後見監督人選任前⇒いつでも自由に解除できる。 ※任意後見監督人選任後⇒正当な事由がある場合に限り、家裁の許可を得て解除できる。
  - 留意事項・相談の経緯を残しておくこと(トラブルになった際、証拠となる)が必要。 ・困ったことがあれば、契約後であってもいつでも相談できることを伝える。